

2009年7月22日

安全保障理事会議長声明

「紛争後の平和構築」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年7月22日に開催された、安全保障理事会の第6165回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、安保理議長声明(PRST/2008/16)を想起し、また、紛争直後の時期の持続的な平和と開発の構築の基礎としての、紛争後の平和構築の決定的な重要性を強調する。

安全保障理事会は、より効果的で一貫性のある紛争後の平和構築に対する国際的な対応に向けての重要な貢献として、紛争直後の時期の平和構築に関する事務総長の報告書(S/2009/304)を歓迎する。安保理は、その報告書の中で表明されている、国際連合の平和構築活動を改善するとの事務総長の強い公約をも歓迎し、これらの目標を追求するよう、彼に促す。

安全保障理事会は、国家の主體的な取組の重要性と、国家当局が、できる限り早期に、政府機関を再設置し、法の支配を回復し、経済を再活性化し、治安部門を再編し、基礎的なサービスと他の平和構築の鍵となるニーズを提供する責任を負う必要性を強調する。安保理は、初期の戦略を策定し、また、国際的な協力機関との緊密な協議の中で、これらの優先事項に対処するための、国家当局を支援する国際連合の重要な役割を強調し、さらに、国際的な協力機関に対し、この戦略の背後に財政的、技術的および政治的な支援を緊密に協力するよう奨励する。

安全保障理事会は、紛争から抜け出つつある国々において、できる限り早い段階で、既存の国家の能力を立案し、開発する必要と、この達成を援助するための、適切な場合には、地域からの関連する専門技術を含めて、速やかに展開可能な文民の専門技術の重要性を強調する。安保理は、この点に関し、国際連合と国際社会が、開発途上国と、特に女性の能力を動員することに特別に注意を払いながら、どのように文民専門家の蓄積の幅を広げ、また、深めるために援助できるかを分析するための再検討が実施されるべきであるとの事務総長の勧告を歓迎する。

安全保障理事会は、紛争後の状況は、最初から現場での経験豊富で熟練した指導力と効果的な支援チームを要求することを確認し、また、国際連合に対し、これに関して、その

努力を増すように要請する。安保理は、上級の国際連合の代表がその職責と責任を果たすに当たって、権威とアカウンタビリティを拡大しようとする事務総長の活動を歓迎する。

安全保障理事会は、国際連合システムが、世界銀行やその他の国際金融機関との戦略的共働関係を強化し、また 2009 年末までに鍵となる平和構築のニーズのための役割と責任の明確化を完了し、さらに時宜を得た、予測可能な対応のための適切な専門技術を生じさせるために、これらを定期的な再検討の下に保つ必要を強調する。

安全保障理事会は、安保理決議 1645(2005)を想起し、また、平和構築への統合され、一貫性を持つアプローチを促進し、支援する中での平和構築委員会の重要な役割を確認し、それが達成した進展を歓迎し、その計画表にある国々に対する助言の機能と支援をさらに向上することを求め、また、いかにその役割を向上させ続けるかについての 2010 年の委員会の創設諸決議の再検討の勧告を期待する。

安全保障理事会は、紛争後の平和構築のための迅速、柔軟で予測可能な財源の決定的な重要性を確認する。安保理は、加盟国に対し、これの達成を援助するために、報告書の勧告に基づき、また、とりわけ平和構築基金の影響を増し、資金調達をより早くより柔軟にするために援助提供者の実行を改善し、また、援助提供者の財政的要求に便宜を図るために計画された複数援助提供者用国内信託基金を活用するよう促す。

安全保障理事会は、紛争から回復しつつある社会が、武力紛争により影響を受けた一般市民に対して行なわれた過去の虐待を受け入れ、将来そのような虐待を防止するにあたって、不処罰を終了することは不可欠であることを再確認する。安保理は、正義と和解の手続きは、深刻な犯罪に関する個別の責任だけでなく、平和、真実、和解および被害者の権利をも促進することに留意する。

安全保障理事会は、安保理決議 1325(2005)および安保理決議 1820(2008)に従い、女性と若い人々が社会の骨組みを再構築する中で果たす鍵となる役割を強調し、また、彼らの視点とニーズを考慮に入れるために、彼らを紛争後の戦略の策定と実施に参加させる必要を強調する。

安全保障理事会は、国際連合憲章第 8 章に従い、地域的および準地域的機関の紛争の防止、管理並びに解決における役割と、紛争後の平和構築におけるそれらの能力の強化の必要を再確認する。

安全保障理事会は、可能な限り早い段階で平和構築援助を開始する重要性を確認する。

安保理は、紛争後の情勢に対する早期かつ効果的な対応を達成するために、安保理自身の裁量による早期の平和構築の検討、また、平和創造、平和維持、平和構築および開発の一貫性の確保の重要性を確認する。安保理は、この統合されたアプローチの適用に努力し、また、事務総長に対し、この点における活動を強化するよう要請する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、平和構築委員会の見解を考慮に入れ、国際連合の平和構築活動を改善するための作業計画表の遂行において達成された進展について、12 か月以内に、安全保障理事会および総会に報告するよう招請する。